

琴浦町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり公表する。

令和5年12月6日

琴浦町監査委員 稲田裕司

琴浦町監査委員 田中肇

琴浦町住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

令和5年10月10日

2 請求人

(略)

3 請求の要旨

琴浦町長福本まり子は、①令和4年5月25日、大高野官衙遺跡指定地芝管理業務委託料として個人名義口座に33万8349円を振込入金の方法で公金を支出し、又、②同年6月10日、特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務委託料として個人名義口座に238万6276円を振込入金の方法で公金を支出した。

両業務の委託先はいずれも白鳳の郷地域活性化協議会であり、同協議会名義の口座に入金すべきであるにもかかわらず、個人名義口座に入金したことは違法な公金の支出といわざるを得ず、これによって、琴浦町は、総額272万4625円の損害を被った。よって、地方自治法第242条第1項の規定により、入金先の個人に対する上記金員の返還を求める措置を請求する。

4 事実証明書

第1号証 業務等請負契約書（大高野官衙遺跡指定地芝管理業務委託料）

第2号証 支出伝票（大高野官衙遺跡指定地芝管理業務委託料）

第3号証 弁明書

第4号証 業務等請負契約書

（特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務委託料）

第5号証 支出伝票（特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務委託料）

第2 監査の実施

本請求について、自治法第242条第5項の規定により、つぎのとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

(1) 琴浦町教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）

(2) 琴浦町出納室（以下「出納室」という。）

2 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき白鳳の郷地域活性化協議会役員4名に対し、令和5年10月24日付け依頼文書で出頭を求めたが拒否されたため、関係人への調査は実施出来ていない。

第3 監査の結果

本請求を棄却する。

第4 理由

1 事実関係の確認

(1) 琴浦町長福本まり子は、白鳳の郷地域活性化協議会（以下「協議会」という。）代表者山崎幸太と令和4年4月25日、大高野官衙遺跡指定地芝管理業務に関する業務等委託契約を締結、同年4月26日、特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託業務に関する業務等委託契約を締結した。

(2) 業務委託料は、協議会代表者山崎幸太から提出された「請求書」に基づき指定された口座に振り込まれている。

振込先口座の名義人個人は、協議会役員の一で、芝管理業務における中心的な役割を担っていたことを社会教育課から聞取った。

社会教育課は、振込先の個人名義口座は、団体のために開設された口座であると認識し、大高野官衙遺跡指定地芝管理委託料33万8349円を令和4年5月25日付けで、特別史跡斎尾廃寺跡指定地芝管理委託料238万6276円を令和4年6月10日付けで、それぞれ概算払支出した。

(3) 地方自治法

地方自治法第232条の5「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定している。

口座振替払の要件は「債権者から申出があったとき」としている。

(4) 琴浦町財務規則

町財務規則には、口座振替払の要件の規定はない。

2 判断

(1) 委託料の支払い事務については、「請求書」に基づき、協議会代表者から指定された振込先の口座に振り込んでいることから、地方自治法第232条の5に該当するものと解されるため違法な公金の支出には当たらないと判断する。

(2) 本件について監査を実施した結果、違法な公金の支出に該当する財務会計上の行為は認められないものと判断する。

よって、本件請求を棄却するものである。